

妊娠・出産に関わるお金の話

●分娩費用について

妊婦さんの出産費用をサポートするために支給されるのが「**出産育児一時金**」です。子ども一人につき、50万円が健康保険法に基づく保険給付として支払われます。申請は夫の扶養に入っている妊婦さんは夫が加入している健康保険に、働いている妊婦さんは自分が加入している健康保険に対して行います。（詳しくは加入している保険者にお問い合わせください。）

●**児童手当**について

中学校修了までの児童1人につき、3歳未満で月額15,000円、3歳から小学校修了前までが1万円（第3子以降は15,000円）、中学生は1万円を受け取れます。所得制限があり、所得が一定額を超えている場合は、特例給付として月額5,000円が支給されます。

●**乳幼児等医療費助成制度**について

0歳から中学校3年までの児童が病気やけがなどで医療機関にかかった時の医療費を助成します。保険適用の医療費が対象となります。京都府内の医療機関にかかるときには、保険証と受給者証を窓口で提示してください。府外受診の場合は、子ども政策室の窓口で払い戻しの手続きを行います。外来を受診した1医療機関ごとに3歳未満では200円/月、3歳以上～中学3年は500円/日の自己負担額となります。入院は1医療機関ごとに0歳から中学3年まで200円/月の自己負担額となります。



産後早めにしたい申請について

● 出産後の手続き

【出生届】→市民課で手続き

期限：2週間以内（休日・祝日含む）

☆出生した市町村でも届け出は可能ですが、
福知山で手続きをしたほうがその後の
届け出がスムーズです。

☆持ち物：母子健康手帳
出生証明書（出生した医療機関でもらう）

【児童手当】→子ども政策室で手続き

期限：15日以内（休日・祝日含む）

☆出生届を済ませてから手続きをする。

☆持ち物：父母の所得が多いほうの ・保険証
・通帳

父母のマイナンバーがわかるもの
来所される人の身分が証明できるもの
（運転免許証、マイナンバーカードなど）

【乳児医療】→子ども政策室で手続き

☆子どもの保険証ができあがってから手続きをする。

☆持ち物：子どもの保険証

子どものマイナンバーがわかるもの
被保険者のマイナンバーがわかるもの
来所される人のマイナンバーがわかるもの
来所される人の身分が証明できるもの
（運転免許証、マイナンバーカードなど）



手続きに1時間程度かかる
ため、時間に余裕をもって
きてください。

無くてもしっかり可能。※

無くてもしっかり可能。※



※マイナンバーがわかるものが手元にない場合は、申請されるときに手元にないことを窓口で伝えてください。

【子どものマイナンバーについて】

出生届出後、約1か月後に世帯主宛に書留で送付されます。

1か月以上経っても手元にマイナンバーがない場合は、市役所市民課へお問い合わせください。